

第 15 号議案

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

育児休業に伴う臨時的任用職員に係る退職手当の支給等について、規定を整備する必要がある。

中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 中野区職員の給与に関する条例第18条第1項に定める給与を支給される職員（以下「育児休業に伴う臨時的任用職員」という。）のうち、その勤務形態が前2号に掲げる職員に準ずるもの

第2条に次の1項を加える。

2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく中野区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1か月間の日数（中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第19条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第3条第1項各号中「前条各号」を「前条第1項第1号及び第2号」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(4) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員その月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第19条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。

第10条第4項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律

その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項中「月数」の次に「（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数）」を加え、同条第3項に次の2号を加える。

(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又は育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

(4) 育児休業に伴う臨時的任用職員（第2条第1項第3号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第2条 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。

(中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年中野区条例第38号)の一部を次のように改正する。
第10条第4項の改正規定を削る。